

宇部市協働のまちづくり提案サポート事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 宇部市協働のまちづくり提案サポート事業は、宇部市協働のまちづくり条例の理念に基づき、主に市民活動支援基金の財源を活用して、少子高齢化・人口減少が進行する中、市民活動団体と市が協働して、地域経済の活性化や健康で心豊かなまちづくり、安心・安全なまちづくりに取り組み、将来に向けて元気なまちづくりを推進するため、市民活動団体が地域の活性化や社会的課題の解決につながる企画提案・実施する事業に対し、事業費の一部を市が助成する。

(対象となる市民活動団体)

第2条 助成金を交付する対象は、営利を目的としない市民の自発的かつ公益的な活動を組織的かつ継続的に行う市民活動団体であって、以下のすべてに該当するものをいう。

- (1) 市内に活動拠点を有し、主たる活動場所が市内であること
 - (2) 5人以上の市民により組織し、代表者を定めていること
 - (3) 組織の目的及び運営に関する規約又は会則等を定めていること
- 2 次のいずれかに該当する場合は、対象外とする。
- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体
 - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体
 - (3) 特定の公職（公職選挙法〔昭和25年法律第100号〕第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - (4) 特定の団体・個人の利益を守る活動又は特定の団体を調査、起訴等により、団体の活動を批判し、若しくは制限する活動を目的とする団体
 - (5) 暴力団又は暴力団の統制下にある団体
 - (6) 株式会社等営利を目的として設立した事業所等
 - (7) その他明らかに市民活動団体とは認められない団体

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業は、市内において実施され、第1条の目的の達成が見込めるもので、申請年度の4月1日から2月末日までの間に実施完了できるものとする。

2 次の各号に掲げる事業は、助成の対象外とする。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 特定の団体又は個人が利益を受けるもの
- (3) 宗教、政治、選挙活動に関するもの
- (4) 親睦を目的とするもの
- (5) 学術等の研究を目的とするもの
- (6) 公序良俗に反する内容のもの
- (7) 申請年度において、国又は地方公共団体による助成を受けている、又は受ける見込みのあるもの
- (8) その他市長が助成の対象とは認められないと判断したもの

(助成金のコース及び回数限度)

第4条 助成金のコース及び回数限度は次のとおりとする。

(1) これからスタート枠

活動の第一歩を踏み出そうとしている、または、活動が定着していない市民団体の活動を支援することを目的とし、一団体が受けることのできる助成は1回限りとする。

(2) ステップアップ枠

市民活動団体が継続して行うまちづくり活動を支援することを目的とし、前年度より事業の拡充又は改善されるときは、一団体が受けることのできる助成は、1回目の交付決定の日から5年以内で3回までとする。

(3) ふるさと元気懇談会枠

前年度のふるさと元気懇談会で事業を提案した市民活動団体を支援することを目的とし、一団体が受けることのできる助成は1回限りとする。

(助成金の額)

第5条 市長は、予算の範囲内において、助成対象事業及び助成金の額を決定する。

2 前項の規定による助成金の額については、別表1に定める補助率によるものとする。

3 助成金の算定において、千円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てる。

(助成対象経費)

第6条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表2に定める助成対象事業に直接要する経費とする。

2 助成対象事業に係る入場料、売上金及び協賛金等の収入がある場合は、当該収入を助成対象経費の総額から控除するものとする。

(助成金交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする市民活動団体（以下「申請団体」という。）は、次の各号に掲げる書類を市長が定める期日までに提出しなければならない。

(1) 協働のまちづくり提案サポート事業助成金交付申請書（様式第1号）

(2) 事業企画提案・収支予算書（様式第2号）

(3) 団体概要書（様式第3号）

(4) 団体の規約、会則又はこれらに類する書類

(5) 団体の活動状況について参考となる書類

(6) その他市長が必要と認める書類

2 申請は、1団体につき1事業までとする。

(選考審査)

第8条 市長は、前条第1項に基づく申請があったときは、助成対象事業の適否及び助成金の額等の審査について、別に定める宇部市協働のまちづくり提案サポート事業選考審査要領に基づき設置する選考審査会が行うものとする。

2 市長は、前項の選考審査による結果を尊重したうえで、助成対象事業としての適否及び助成金の額等を決定するものとする。この場合において、市長は条件を付して決定することができるものとする。

(結果通知等)

第9条 市長は、前条第2項の規定に基づく結果について、協働のまちづくり提案サポート事業助成金（交付・不交付）決定通知書（様式第4号）により、申請団体に通知するものとする。

(変更承認)

第10条 助成金の交付決定を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）が、助成対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、事業の変更承認決定を行い、変更承認決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。ただし、前条に規定する協働のまちづくり提案サポート事業助成金（交付・不交付）決定通知書に記載された助成金の額を超えないものとする。

3 市長は、前項の承認に際して必要な条件を付することができる。

(事業中止届)

第11条 交付決定団体は、やむを得ない理由により、助成対象事業を中止しようとするときは、速やかに事業中止届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 交付決定団体は、助成対象事業を完了した日から30日を経過した日又は申請年度の3月10日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第8号）を関係書類添付のうえ、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容をすみやかに審査し、適当と認めるときは、交付決定団体にその旨を通知する。

(請求等)

第13条 交付決定団体は、前条第2項の通知を受けたときは、通知を受けた日から15日以内に助成金請求書兼振込依頼書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による適法な請求書を受理した場合に助成金を交付するものとする。

(概算払い)

第14条 市長は、前条の規定にもかかわらず、事業の円滑な遂行を確保するうえで必要があると認めるときは、第8条第2項又は第10条第2項の規定に係る助成金の交付決定額の範囲内で、概算払いにより助成金を交付することができる。

2 交付決定団体は、前項の規定による助成金の概算払いの交付を受けようとするときは、助成金概算払請求書兼振込依頼書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

(精算)

第15条 前条第2項の規定による概算払いを受けた交付決定団体は、事業実施後、第12条第1項に規定する事業実績報告書とともに、助成金概算払精算書（様式第11

号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による概算払いの精算の結果、精算額が概算払受領額を下回ったときは、市長は交付決定団体に対して、期日を定めてその差額を戻入させるものとする。

(交付決定の取消)

第16条 市長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱及び助成金の交付に際して付した条件に違反したとき
- (2) 助成対象事業の実施方法が不相当と認められたとき
- (3) 申請又は報告に虚偽の事実が認められたとき
- (4) 第11条に規定する届けがあったとき

- 2 市長は、前項の規定により助成金交付の決定を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されている場合においては、期日を定めてその返還を命ずるものとする。

(助成事業の表示)

第17条 交付決定団体は、事業の実施に際し、助成金による助成事業である旨の記載又は表示を行わなければならない。

(報告要請)

第18条 市長は、交付決定団体に対して、事業報告会等の場において事業報告を要請することができるものとし、交付決定団体はこの要請に応じなければならない。

(情報公開)

第19条 この要綱の規定に基づき、交付決定団体が提出した書類のうち個人情報の含まれない部分は、原則として市民の閲覧に供することができるものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

- 2 市長は、この要綱の施行後3年以内に、助成金交付の必要性等の検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月13日から施行する。

(要綱の廃止)

宇部市市民提案型協働事業実施要綱は廃止する。

(別表1)

	補助率	上限額
これからスタート枠	100%	10万円
ステップアップ枠	80%	20万円
ふるさと元気懇談会枠	80%	20万円

※ステップアップ枠とふるさと元気懇談会枠については、双方が申請資格を有する市民活動団体と地域団体が、対等なパートナーとして目的・目標を共有し、それぞれの役割や責任、経費負担等を明確にした上で相互に連携・分担し、共同で提案する場合、上限額を30万円とする。

(別表2)

助成対象経費（事業実施のために直接要する経費）	
報償費	例) 講師や出演者の謝金
旅費	例) 講師や出演者の交通費・宿泊費
需用費	例) 消耗品費（材料費、教材、資料代を含む。）、燃料費、光熱水費、印刷製本費（写真現像・プリント代含む。）、修繕費
役務費	例) 通信運搬費、広告料、手数料、保険料
使用料・賃借料	例) 会場借上料、バス借上料、複写機使用料
備品購入費	（事業の実施に要する備品）

※対象とならない経費…団体維持のための経常的な経費及び視察研修経費、団体の構成員に支払われる賃金・謝礼、団体の構成員と利害関係になる法人等に対して支出する経費、土地・建物・設備等の取得や整備に要する経費、飲食費、商品券・記念品等の購入経費、領収書のない経費